

関東学院大学ハラスメント防止規程

(2008年6月26日制定)

(目的)

第1条 この規程は、個人の尊厳と両性の本質的平等に基づき、関東学院大学（以下「本学」という。）におけるハラスメントの発生を防止するために必要な事項を定めることにより、大学の使命遂行にふさわしい環境の維持を図り、もって学生等及び教職員等の尊厳の保護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、ハラスメントとは、次に掲げる行為をいう。

(1) セクシュアル・ハラスメント 就学、就労、教育又は研究上の関係を利用してなされる次の行為

ア 利益若しくは不利益を条件として相手方（直接的に性的な言動等の相手方となった被害者に限らず、性的な言動等により環境を害されたすべての同席者（立会者を含む。）を含む。以下同じ。）に性的な要求若しくは誘いかけをすること又は性的な要求若しくは誘いかけによって相手方に利益若しくは不利益を与えること。

イ 性的な含意のある言動を繰り返すことによって、相手方に脅威を与え、又は不快感を抱かせること。

ウ 性的な言動、掲示等によって、周囲に著しく不快感を抱かせるような環境を作り出すこと。

エ 相手方の性的指向等に関して、その尊厳を傷つけるような言動をとること。

(2) ジェンダー・ハラスメント 社会的又は文化的に形成された性別や性差による性差別意識に基づきなされる行為

(3) マタニティ・ハラスメント 妊娠、出産、育児休業等に関しなされる次の行為

ア 妊娠又は出産したことを理由に、解雇その他の不利益な取扱いを示唆すること。

イ 妊娠、出産又は育児に関する制度又は措置の利用等に関し、解雇その他の不利益な取扱いを示唆すること。

ウ 妊娠、出産若しくは育児に関する制度若しくは措置を利用することを阻害し、又は利用したことを理由に嫌がらせをすること。

エ その他、妊娠又は出産した者に対して嫌がらせをすること。

(4) パタニティ・ハラスメント 配偶者（事実婚を含む。以下同じ。）の妊娠、出産若しくは育児に関する制度又は措置の利用又は配偶者の妊娠及び出産に伴う本人の当該制度又は措置の利用に関しなされる前号に掲げる行為

(5) ケア・ハラスメント 要介護家族のための介護に関しなされる次の行為

ア 介護を理由に、解雇その他の不利益な取扱いを示唆すること。

イ 介護に関する制度又は措置の利用等に関し、解雇その他の不利益な取扱いを示唆すること。

ウ 介護に関する制度若しくは措置を利用することを阻害し、又は利用をしたことを理由に嫌がらせをすること。

エ その他、要介護の家族を介護した者に対して嫌がらせをすること。

(6) パワー・ハラスメント 地位又は職務権限を利用して、これに抗し難い地位にある者に対してなされる行為（教育研究上の地位又は権限を利用して行われるアカデミック・ハラスメントを含む。）。

(7) 個人の尊厳・人格を不当に傷つける社会的に許されない言動をとること。

(8) 前各号に定める行為に準ずる不当な差別、言動等により、勤務環境又は教育研究環境を悪化させること。

2 この規程において本学構成員とは、次の者をいう。

(1) 学生等 大学院生、学部生、研究生、科目等履修生、公開講座の受講生等本学で教育を受け研究をする関係にある全ての者

(2) 教職員 専任、非常勤、臨時等を問わず、本学に就業する全ての教員及び職員（役員を含む。）
(構成員の責務)

第3条 本学構成員は、この規程及び別に定める「ハラスメント防止ガイドライン」に従い、ハラスメントを防止する責務を負う。

2 特に学生等を指導する立場にある教員又は職員を監督する地位にある管理職職員は、ハラスメントの防止を図り、ハラスメント問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(対象とするハラスメントの範囲)

第4条 この規程において対象とするハラスメントは、次の範囲とする。

- (1) 本学キャンパス内で行われたもの
- (2) 本学構成員が本学キャンパス外で関わったもの。ただし、原則としてハラスメント問題の申立人及び被申立人（以下、「当事者」という。）間に本学の関知している職務上又は教育研究上の利害関係がある場合に限る。

（防止委員会）

第5条 ハラスメントを防止するため、本学にハラスメント防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項を取り扱う。

- (1) ハラスメント防止についての研修及び啓発に関すること。
- (2) ハラスメント問題の申立てに関すること。
- (3) ハラスメント問題に係る被害者の救済に関すること。
- (4) ハラスメント相談員の研修に関すること。
- (5) その他、ハラスメント防止に関すること。

3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。この場合において、委員の選出に当たっては、いずれか一方の性が構成委員の3分の2以上を占めることのないように配慮するものとする。

- (1) 国際文化学部又は社会学部から選出された教員 1名
- (2) 経済学部、経営学部及び法学部から選出された教員 各1名
- (3) 理工学部又は建築・環境学部から選出された教員 2名
- (4) 人間共生学部、栄養学部、教育学部又は看護学部から選出された教員 1名
- (5) 大学院研究科委員長会議から選出された教員 1名
- (6) カウンセリングセンター長
- (7) 職員 4名
- (8) 学長が推薦する外部有識者 1名
- (9) その他、学長の指名する者 若干名

4 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は学長が指名した者をもって充て、副委員長は委員の中から互選する。

5 委員会の議長は、委員長が務める。ただし、委員長に事故あるときは、副委員長がこれに当たる。

6 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

（委員の除斥）

第6条 委員会の委員は、次に掲げる場合には、当該ハラスメント問題の事案について、委員から除斥される。

- (1) 委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、ハラスメント問題の申立人又は被申立人であるとき。
- (2) 委員がハラスメント問題の当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあったとき。
- (3) 委員がハラスメント問題の当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

2 委員会は、前項各号に定めるもののほか、必要があると認める場合は、当該委員の除斥を決定することができる。

（ハラスメント相談員）

第7条 ハラスメントに関する相談に応じるため、本学にハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員は、各学部専任教員各1名及び事務職員若干名とし、学長が指名する。この場合において、相談員は委員会の委員を兼任できないものとし、相談員の選出に当たっては、原則として男女同数となるように配慮するものとする。

3 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。

（ハラスメント問題の申立て）

第8条 本学構成員の関わるハラスメント問題について、被害を受けたと主張する者は、委員会に対して次のいずれかの申立てを行うことができる。

- (1) 通知の申立て 苦情のあることを被申立人に対して通知することを求めるもの
- (2) 調停の申立て 当事者間での話し合いによる解決の仲介を求めるもの
- (3) 調査及びそれに基づくハラスメント認定の申立て 委員会の下に設置されるハラスメント調査委員会による調査及びそれに基づくハラスメント認定を求めるもの

- 2 申立ては、被害を受けたと主張する本人が、委員会に対して書面で行うものとする。ただし、学生の場合には、保証人を代理人として申立てを行うことができる。
- 3 申立てを行うことができる期限は、ハラスメントが最後に行われた時から原則として1年以内とする。この場合において、離職した者又は学籍を失った者が在職中又は在籍中に受けたハラスメントについても同様とする。

(申立てへの対応)

第9条 ハラスメント問題についての申立てが必要な要件を満たしている場合は、委員会は、遅滞なく、前条第1項各号のいずれかの手続きを開始するものとする。

- 2 申立てがなされた時点又は調停若しくは調査の途中であっても、ハラスメントの疑いのある言動が継続し、緊急性があると認められる場合は、委員会は、申立てに係る行為をやめるよう勧告することができる。
- 3 委員会は、第1項の手続きの結果（調停における合意が成立した場合で、本学として必要な対応をとる必要があると認めるときはその旨）を、速やかに学長に報告しなければならない。
- 4 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、申立ての不受理を決定することができる。
 - (1) 過去に行われた申立て（次条第1項の規定により申立てが取り下げられたものを除く。）に係る事実関係と同一の事実関係を基礎としているとき。
 - (2) 申立ての趣旨が、委員会の職務の範囲を超えているとき。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、委員会が不受理とすることが相当と認めるとき。

(申立ての取下げ)

第10条 申立人は、申立てを取り下げることができる。ただし、次の各号に定める場合は、この限りでない。

- (1) 第8条第1項第1号の手続きにおいて、委員会が被申立人に通知したとき。
 - (2) 第8条第1項第2号の手続きにおいて、委員会が被申立人に話し合いによる解決を求めたとき。
 - (3) 第8条第1項第3号の手続きにおいて、委員会がハラスメントを認定したとき。
- 2 委員会が申立人に対して申立てに係る事実関係の聴取その他ハラスメント問題の解決のために必要な事項を要請したにも関わらず、申立人が正当な理由がなくこれに応じなかった場合は、委員会は当該申立てが申立人により取り下げられたものとみなすことができる。

(学長の任務)

第11条 学長は、第9条第3項の規定により委員会からハラスメント認定の報告を受けた場合は、直ちに次の措置をとらなければならない。

- (1) 被申立人が教員又は学生の場合 被申立人の所属又は在籍する学部の教授会で処分等を審議し、及び審議結果を学長へ報告することを求めること。
 - (2) 被申立人が職員の場合 事務局長に処分等の検討を指示し、その結果を学長へ報告することを求めること。
- 2 学長は、前項の規定により教授会又は事務局長から報告があった場合、当該報告を踏まえて、大学としての対応を決定するものとする。
 - 3 学長は、委員会から第9条第3項の規定による報告を受けた場合で、本学として対応をとる必要があると認めるときは、速やかに措置を講ずるものとする。

(相談者及び証人等の保護)

第12条 ハラスメント問題に関して相談をしたこと、事実関係の証人になったこと等を理由として、相談者、証人等に不利益な取扱いをしてはならない。

(委員会委員・相談員の注意義務)

第13条 委員会委員及び相談員は、事情聴取、調停、調査等において、当事者、証人等の名誉、プライバシー等の人格権を侵害することのないよう、最大限の注意を払わなければならない。

(守秘義務等)

第14条 委員会委員及び相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 本学構成員（当事者を含む。次項において同じ。）は、この規程で定められた手続きの過程で知り得た情報を漏洩してはならない。
- 3 前項の規定は、当事者が、法令等に定められた権利を行使するため前項の情報を利用することを妨げない。

(虚偽の申立て等の禁止)

第15条 本学構成員は、ハラスメントの相談、調停、調査に基づくハラスメント認定の申立て、事情聴取等に際し、虚偽の申立て及び証言をしてはならない。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、ハラスメント防止に関して必要な事項は、別に定める。
(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、学部長会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2008年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、2010年6月3日から改正施行する。

附 則

この規程は、2013年2月14日に改正し、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年5月19日から改正施行する。

附 則

この規程は、2015年3月19日に改正し、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年12月2日に改正し、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年3月18日に改正し、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年2月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、2020年2月6日に改正し、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年3月1日に改正し、2023年4月1日から施行する。